

# 平成30年第1回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

平成30年1月25日（木） 13時33分開会  
13時45分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸  
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前薊 佳生

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
  - ・ 日程第1 議案第1号 指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成30年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

## 3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録について、お諮りいたします。

平成29年第12回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

## 4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を別府委員にお願いいたします。

## 5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1月4日は成人式、6日が消防出初め式、7日には総合体育館のリニューアルオープンに併せて、国体開催1000日前のカウントダウンイベントが行われました。このイベントには、プロバスケットボールの「鹿児島レブナイズ」と「アイシン」の公式戦があり、翌日の日曜日にもこのチームによる試合が行われました。

4番目ですが、10日と11日の両日、山川図書館で臨時校長研修会を開催し、併せて本年度の人事異動に関する教育事務所の面接が行われました。

5番目の1月12日に開催された「いぶすき西郷どん館」のオープニングセレモニーには、ご出席をいただきありがとうございました。

6番目の第37回いぶすき菜の花マラソン大会は、天気にも大変恵まれ開催できました。市長とコースを一周しましたが、子どもたちもたくさん沿道に出たり、おもてなしのブースの所でお手伝いをしたりして、触れ合いを深めていたようでございます。また、今週末には菜の花マーチも計画されているところです。

7番目ですが、南薩地区教育長会の研修が17日から19日の2泊3日の日程で、東京都内で開催されました。文部科学省に伺い、義務教育学校制度や小中一貫教育の現状、これからの英語

教育の進め方等について、担当課から説明を受け、意見交換の場を設けていただきました。私たちも小中一貫教育、英語教育を来年度から始めていきますけれど、その方向性としては国の方向と同じ向きにあると思っております。

それから、指宿・千歳の交流事業を実施していますが、1月20日にCOCCOはしむれで、その体験発表会がありました。参加した小学6年生の16名が、それぞれが経験したことや、調べ学習で調べたこと等を発表してくれました。

21日の日曜日には、今和泉校区の第4回文化祭が開催されました。そして、本日は、午前中に校長研修会を山川図書館で実施したところでございます。

以上で教育長報告を終わります。

## 6 会議の公開等について

### (西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の議案は1件であります。条例施行規則の一部改正ですので公開での取扱いとしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

### (西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

## 7 議事

### (西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 議案第1号「指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

### (長山部長)

日程第1 議案第1号 指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市立市民会館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立市民会館条例第5条第1項第3号においては、指定管理者が行う業務として施設の使用許可等を定めております。これに伴い、指宿市立市民会館条例施行規則第2条には、指定管理者に管理を行わせる場合において、使用許可申請・使用許可・使用許可変更又使用許可取消し等の通知等に関する条文について、「教育委員会」を「指定管理者」に読替えを行うことを定めていますが、使用許可申請等の関係様式については、この規定が適用されていないところ

です。このことから、条文の整理を行い、規則と関係様式の一部を改正しようとするものです。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、4ページをお開きください。

現行の指宿市立市民会館条例施行規則第2条では、指定管理者に管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条、第4条第2項、第5条第1項及び第10条中の、「教育委員会」を「指定管理者」とするとしていますが、申請書等の様式についても、指定管理者が処理できるようにするため、第2条中「指定管理者」の次に「と、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第5号様式中「指宿市教育委員会」とあるのは「指定管理者」を加えることにより、第1号様式の市民会館使用許可申請書、第2号様式の市民会館使用許可書、第3号様式の市民会館使用許可変更・使用許可取消し・特別設備等許可申請書、第5号様式の市民会館使用許可取消し・停止・措置命令通告書について、それぞれ指定管理者が取扱えるようにするものです。

別冊の参考資料の8ページ、9ページ、10ページ、12ページが対象となります。なお、附則において、この規則の施行日は、平成30年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### **(西森教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

先ほど、参考資料の8ページを見ていただきましたけれども、使用許可申請書は申請人から「教育委員会」に申請をするようになっている箇所を、「教育委員会」から「指定管理者」に読替えて使用するということです。

様式中の「教育委員会」を「指定管理者」に変更しない理由は何ですか。当面の間、読替えるということですか。

#### **(中摩課長)**

指定管理者が許可申請書を受け付けて、許可書を発行できるように条文中は変更しているところですが、申請書等の提出用紙については、指定管理者に読替えることを定めていないため、指定管理者が座判と印を押印して処理しています。今回、他の施設の指定管理業務と同じように、指定管理者名で許可書を発行できるようにするものです。

#### **(西森教育長)**

そうすると、8ページの許可申請書の宛先は、「指定管理者」という様式に4月1日から変える。新しい様式ができるということですか。

#### **(長山部長)**

「教育委員会」を「指定管理者」に読替規定となりますので様式はこのままです。

#### **(西森教育長)**

お尋ねしたいのは、当分の間、指定管理者と読替えるのか。指定管理者制度がなくなったら、教育委員会にまた戻る可能性もあるので、教育委員会の名前は消さないで、指定管理者が事務手続き上はするのですよということですか。

(中摩課長)

その通りです。

(西森教育長)

そういうことで理解していきます。現実的な手続きをそのようにしておりますので、改正をして、何かが変わるということではないということですね。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 議案第1号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1 議案第1号は、提案のとおり可決することいたします。

## 8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案については終了いたしました。

その他で何かございませんか。

## 9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成30年第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。